

輪島市監査公表第 42 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 12 月 4 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成27年11月25日（水） 市立輪島病院

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○平成27年度市立病院事業の現状は、前年度に比べ入院患者等が減少している上に、施設の長寿命化のための整備に取り組むなど、依然として厳しい経営状況を抱えている。しかし、新たに今年10月より「地域包括ケア病棟」を仮運用しているところであり、一般病棟よりも診察点数が高く評価されていることから、収益確保に寄与すると思われる。さらに、在宅復帰に向けた治療・退院支援等を行うことにより、地域包括ケアの中心的な役割を担う自治体病院として取り組むものであり、平成28年4月より正式に適用開始の予定が期待される場所である。平成27年度中に県が策定する「地域医療構想」との適合性を図りながら、公立病院としての役割を果たしサービスの向上と経営の効率化に今後とも努力されることを期待したい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 患者負担未収金について

今後とも受診者の未収状況を十分調査し、負担公平の理念に基づいて、未収金の縮小に努め、さらに未収金発生防止にも積極的に取り組まれない。